

鳥取県西部広域行政管理組合 一般廃棄物処理施設整備基本構想 (案)

新ごみ処理施設整備に関する意見募集

鳥取県西部広域行政管理組合では、西部圏域9市町村の処理を行うごみ処理施設を集約し、令和14年度を稼働目標とする新しいごみ処理施設を整備するため、「一般廃棄物処理施設整備基本構想」の策定を進めています。このたび、基本構想(案)を取りまとめましたので、圏域住民の皆さんからご意見を募集します。

募集期間

5月17日(月)～6月15日(火)

提出方法

住所・氏名・連絡先(法人の場合は所在地・名称・代表者氏名)を明記のうえ、西部広域行政管理組合ごみ処理施設整備課へ持参または郵送・FAX・メールで送るか、閲覧場所に設置する意見提出箱へ投函してください。

閲覧場所

西部広域行政管理組合ホームページ、ごみ処理施設整備課窓口、リサイクルプラザ、岸本公民館、溝口公民館
※各庁舎・施設の閉庁日等の都合上、対応できない場合はご了承ください。
※ご意見に対し、個別回答はいたしません。後日、西部広域行政管理組合より考え方をまとめ公表します。

意見提出・問い合わせ先

〒689-3403 米子市淀江町西原1129番地1(米子市淀江支所内)
鳥取県西部広域行政管理組合ごみ処理施設整備課
TEL 0859-22-7722(代表) FAX 0859-56-3152(代表)
Eメール: g-seibi@tottori-seibukoiki.jp

令和3年度 国民年金の保険料額

令和3年4月分から令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円(定額)です。

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、口座振替もできます。

また、保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

学生納付特例の申請について

国民年金保険料を納付することが困難な学生は、本人の所得が一定額以下の場合、申請により、在学中の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。この申請は、**毎年度必要**です。

令和2年度に学生納付特例により保険料納付を猶予されている人で、令和3年度も引き続き同一の学校に在学予定の人には、日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されます。このハガキに必要事項を記入し返送することで、令和3年度の申請ができます。

なお、4月以降に初めて申請をする人は、窓口で手続きが必要です。

申請に必要なもの

- ・ 学生証の写し(両面)または在学証明書
- ・ 認印
- ・ 基礎年金番号またはマイナンバーが分かるもの(年金手帳、マイナンバー通知カードなど)
- ・ 本人確認書類(運転免許証など)

申請窓口

住民課、分庁総合窓口課

問い合わせ先

米子年金事務所 TEL 0859-34-6111
住民課 TEL 0859-68-3115

